



号外第84号
令和5年
9月1日(金)
火曜日発行

— 目 次 —

告 示

- 内水面に係る共同漁業権および区画漁業権の設定について(三五七・水産課)……1
- 内水面における第五種共同漁業権に係る遊漁規則の認可について(三五八・同)……1
- 海面に係る共同漁業権、定置漁業権および区画漁業権の設定について(三五九・同)……六三

知 示

福井県告示第357号

漁業法(昭和24年法律第267号)第69条第1項の規定により、令和5年9月1日付けをもって次のとおり漁業の免許をしたので公示する。

令和5年9月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 内水面漁場計画の公表の際の公示番号、免許番号、漁業権者の住所および氏名、条件別表のとおり
- 2 免許の内容
令和5年5月30日福井県告示第261号にて公示した福井県内水面漁場計画のとおり
- 3 存続期間
 - (1) 内共第1号、内共第2号、内共第3号、内共第5号、内共第6号、内共第7号、内共第8号、内共第10号、内共第11号、内共第12号、内共第13号、内共第15号、内共第16号、内共第18号、内共第20号および内共第21号
令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 - (2) 内区第1号および内区第11号
令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

公示番号 免許番号	漁業権者の住所	漁業権者の氏名又は名称	条件
内共第1号	吉田郡永平寺町葵一丁目101番地	九頭竜川中部漁業協同組合	港湾区域においては、港湾管理者または港長が漁具の敷設または漁業の操業について必要な指示をした場合は、当該指示に従わなければならない。
	勝山市鹿谷町発坂1字河原1番13	勝山市漁業協同組合	なし
	大野市明倫町3番37号	大野市漁業協同組合	なし
内共第2号	大野市川合第21号34番地	奥越漁業協同組合	なし
内共第3号	越前市松森町第33号5番地の4	日野川漁業協同組合	なし
内共第5号	福井市市波町第25号11番地の1	足羽川漁業協同組合	なし
内共第6号	坂井市丸岡町山竹田第119号3番地	竹田川漁業協同組合	なし
内共第7号	南条郡南越前町赤萩第31号4番地	河野川漁業協同組合	なし
内共第8号	敦賀市道口7-32-1	敦賀河川漁業共同組合	なし
内共第10号	三方郡美浜町河原市第53号11番地の25	耳河川漁業協同組合	なし
内共第11号	小浜市深谷第10号1番地の3	若狭河川漁業協同組合	なし
内共第12号	小浜市深谷第10号1番地の3	若狭河川漁業協同組合	なし
内共第13号	小浜市深谷第10号1番地の3	若狭河川漁業協同組合	なし
内共第15号	大飯郡おおい町本郷第119号4番地の5	佐分利川漁業協同組合	なし
内共第16号	あわら市北潟第17号8番地	北潟漁業協同組合	なし
内共第17号	あわら市北潟第17号8番地	北潟漁業協同組合	なし
	石川県金沢市北安江三丁目1番38号	石川県漁業協同組合	なし
内共第18号	三方郡美浜町久々子第8号10番地の1	南西郷漁業協同組合	なし
	三方郡美浜町日向第2号55番地	美浜町漁業協同組合	なし
内共第20号	三方上中郡若狭町海山48号12番地	海山漁業協同組合	なし
内共第21号	三方上中郡若狭町鳥浜第55号15番地	鳥浜漁業協同組合	なし
内区第1号	三方上中郡若狭町鳥浜第55号15番地	鳥浜漁業協同組合	なし
内区第11号	三方上中郡若狭町鳥浜第55号15番地	鳥浜漁業協同組合	なし

福井県告示第358号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第1項の規定により、令和5年9月1日付けをもって次のとおり第五種共同漁業権の遊漁規則を認可したので公示する。

令和5年9月1日

福井県知事 杉本 達治

1 漁業権者の名称および住所

九頭竜川中部漁業協同組合

吉田郡永平寺町葵一丁目101番地

福井県報

号外第68号
令和5年
5月30日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

告 示

- 福井海区漁場計画の策定(二六〇・水産課)……………1
- 福井県内水面漁場計画の策定(二六一・水産課)……………六

知 示

福井県告示第260号

漁業法(昭和24年法律第267号)法第62条第1項の規定に基づき、福井海区漁場計画を定めたので、同法第64条第6項の規定により次のとおり公示する。

令和5年5月30日

福井県知事 杉本 達治

1 漁業権に関する事項

(1) 公示番号 共第1号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ〃	〃
〃	とこぶし〃	〃
〃	ばい貝〃	〃
〃	かき〃	〃
〃	あさり〃	〃
〃	はまぐり〃	〃
〃	たこ〃	〃
〃	わかめ〃	〃
〃	はばのり〃	〃
〃	いわのり〃	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	4月1日から11月30日まで
〃	磯さし網〃	〃

イ 漁場の位置 あわら市地先

ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第4号 北緯36度15分27.9秒、東経136度10分59.1秒

(ア) 北緯36度17分42.2秒、東経136度14分35.2秒

(イ) 北緯36度17分44.1秒、東経136度14分36.6秒

(ウ) 北緯36度18分23.9秒、東経136度13分43.8秒

(エ) 北緯36度16分14.6秒、東経136度10分15.8秒

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 あわら市浜坂、北潟および波松

(2) 公示番号 共第2号

福井県告示第261号

漁業法(昭和24年法律第267号)法第67条第2項で準用する同法第62条第1項の規定に基づき、福井県内水面漁場計画を定めたので、同法第64条第6項の規定により次のとおり公示する。

令和5年5月30日

福井県知事 杉本 達治

1 漁業権に関する事項

(1) 公示番号 内共第1号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	こい〃	〃
〃	ふな〃	〃
〃	いわな〃	〃
〃	やまめ〃	〃
〃	もくずがに〃	〃

イ 漁場の位置 福井市(旧越廼村、旧清水町および旧美山町を除く)、大野市(旧和泉村を除く)、勝山市、吉田郡永平寺町および坂井市

ウ 漁場の区域 次の基点第1号と基点第2号とを結ぶ線および基点第3号と基点第4号とを結ぶ線の間の九頭竜川本流および支流の区域

ただし、(ア)と(イ)とを結ぶ線から上流の竹田川の区域、基点第5号と基点第6号とを結ぶ線から上流の日野川の区域、永平寺川ダム本体下流側の取付護岸下流端から上流450メートルまでの間の永平寺川本流および支流の区域および(ウ)と(エ)とを結ぶ線、(オ)と(カ)とを結ぶ線、(キ)と(ク)とを結ぶ線および(ケ)と(コ)とを結ぶ線との間の真名川本流および支流の区域を除く。

基点第1号 坂井市三国町宿三国旧防波堤突端

基点第2号 坂井市三国町新防波堤突端

基点第3号 大野市下打波52字3-10と大野市下山72字1-19との境界(九頭竜川右岸)から真方位325度の線と対岸との交点(通称馬谷)

基点第4号 基点第3号から真方位86度の線(天然巨大岩石頂点を見通した点)と対岸との交点

基点第5号 福井市田ノ谷町九頭竜川左岸と同町日野川左岸との交差点

基点第6号 福井市郡町九頭竜川左岸と同町日野川右岸との交差点

(ア) 坂井市三国町港橋橋台下流端を結ぶ線と竹田川左岸との交差点

(イ) 坂井市三国町港橋橋台下流端を結ぶ線と竹田川右岸との交差点

(ウ) 大野市堀兼真名川堀兼えん堤下流端と真名川左岸との交差点

(エ) 大野市堀兼真名川堀兼えん堤下流端と真名川右岸との交差点

(オ) 笹生川ダム本体上流側の流木止め左岸設置位置

(カ) 笹生川ダム本体上流側の流木止め右岸設置位置

(キ) 雲川ダム本体上流端から上流1600メートルの熊河川左岸

(ク) 雲川ダム本体上流端から上流1600メートルの熊河川右岸

(ケ) 雲川ダム本体上流端から上流1600メートルの温見川左岸

(コ) 雲川ダム本体上流端から上流1600メートルの温見川右岸

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 福井市(旧越廼村、旧清水町および旧美山町を除く)、大野市(旧和泉村を除く)、勝山市、吉田郡永平寺町および坂井市

カ 条件 港湾区域においては、港湾管理者または港長が漁具の敷設または漁業の操業について必要な指示をした場合は、当該指示に従わなければならない。

(2) 公示番号 内共第2号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	こい〃	〃
〃	ふな〃	〃
〃	いわな〃	〃
〃	やまめ〃	〃
〃	あじめどじょう〃	〃

イ 漁場の位置 大野市(旧和泉村に限る)

ウ 漁場の区域 次の基点第3号と基点第4号とを結んだ線から上流の九頭竜川本流および支川の区域

ただし、(ア)と(イ)とを結ぶ線と基点第25号と基点第26号とを結ぶ線との間の九頭竜川本流および支流の区域、(ウ)と(エ)とを結ぶ線から上流の此の木谷川の区域および(オ)と(カ)とを結ぶ線から上流の石徹白川本流および支流の区域を除く。

基点第3号 大野市下打波52字3-10と大野市下山72字1-19との境界(九頭竜川右岸)から真方位325度の線と対岸との交点(通称馬谷)

基点第4号 基点第3号から真方位86度の線(天然巨大岩石頂点を見通した点)と対岸との交点

基点第25号 大野市長野国土交通省九頭竜ダム測量杭(No. 3)

基点第26号 大野市長野国土交通省九頭竜ダム測量杭(No. 4)

(ア) 大野市川合九頭竜川右岸と石徹白川左岸との交差点

(イ) 大野市鷺九頭竜川鷺ダム下流端から下流330メートルの九頭竜川左岸

- (ウ) 大野市此の木谷注水口から下流50メートルの此の木谷川左岸
- (エ) 大野市此の木谷注水口から下流50メートルの此の木谷川右岸
- (オ) 石徹白川右岸の福井県大野市小谷堂20字1-2と岐阜県郡上市白鳥町石徹白字鬼神山1-8との境界(石徹白川右岸県境)
- (カ) 石徹白川左岸の福井県大野市小谷堂19字2-9と岐阜県郡上市白鳥町石徹白字大山1-2との境界(石徹白川左岸県境)

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 オ 関係地区 大野市(旧和泉村に限る)

(3) 公示番号 内共第3号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	こい〃	〃
〃	ふな〃	〃
〃	いわな〃	〃
〃	やまめ〃	〃

イ 漁場の位置 福井市(旧越廼村および旧美山町を除く)、越前市、鯖江市、南条郡南越前町(旧河野村を除く)

ウ 漁場の区域 次の基点第5号と基点第6号とを結ぶ線から上流の日野川本流および支流の区域

ただし、(ア)と(イ)とを結ぶ線から上流の底喰川本流および支流の区域、基点第7号と基点第8号とを結ぶ線から上流の足羽川の区域、(ウ)と(エ)とを結ぶ線から上流の狐川の区域、(オ)と(カ)とを結ぶ線から上流の江端川および(キ)と(ク)とを結ぶ線から上流の天王川の区域を除く。

基点第5号 福井市田ノ谷町九頭竜川左岸と同町日野川左岸との交差点

基点第6号 福井市郡町九頭竜川左岸と同町日野川右岸との交差点

基点第7号 福井市大瀬町日野川右岸と同町足羽川左岸との交差点

基点第8号 福井市大瀬町日野川右岸と同町足羽川右岸との交差点

- (ア) 福井市三ツ屋町底喰川左岸と同町日野川右岸との交差点
- (イ) 福井市地藏堂町底喰川右岸と同町日野川右岸との交差点
- (ウ) 福井市東下野町狐川左岸と同町日野川右岸との交差点
- (エ) 福井市角折町狐川右岸と同町日野川右岸との交差点
- (オ) 福井市下江守町に設置された江端川水門下流端と同町江端川左岸との交差点
- (カ) 福井市下江守町に設置された江端川水門下流端と同町江端川右岸との交差点
- (キ) 丹生郡越前町乙坂向浜堤防(天王川右岸)
- (ク) (キ)から真方位340度の線と対岸との交点

- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 関係地区 福井市(旧越廼村および旧美山町を除く)、越前市、鯖江市および南条郡南越前町(旧河野村を除く)

(4) 公示番号 内共第5号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	こい〃	〃
〃	ふな〃	〃
〃	いわな〃	〃
〃	やまめ〃	〃

イ 漁場の位置 福井市(旧越廼村および旧清水町を除く)、今立郡池田町および吉田郡永平寺町(旧松岡町に限る)

ウ 漁場の区域 次の基点第7号と基点第8号とを結ぶ線から上流の足羽川本流および支流の区域

ただし、(ア)と(イ)とを結ぶ線と(ウ)と(エ)とを結ぶ線との間の部子川の区域、(オ)と(カ)とを結ぶ線と(キ)と(ク)とを結ぶ線との間の水海川の区域を除く。

基点第7号 福井市大瀬町日野川右岸と同町足羽川左岸との交差点

基点第8号 福井市大瀬町日野川右岸と同町足羽川右岸との交差点

- (ア) 足羽川ダム減勢工から下流50メートルの部子川左岸
- (イ) 足羽川ダム減勢工から下流50メートルの部子川右岸
- (ウ) 足羽川ダム流木止め施設から上流50メートルの部子川左岸
- (エ) 足羽川ダム流木止め施設から上流50メートルの部子川右岸
- (オ) 水海川分水施設分水堰から下流50メートルの水海川左岸
- (カ) 水海川分水施設分水堰から下流50メートルの水海川右岸
- (キ) 水海川分水施設貯砂ダムから上流50メートルの水海川左岸
- (ク) 水海川分水施設貯砂ダムから上流50メートルの水海川右岸

- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 関係地区 福井市(旧越廼村および旧清水町を除く)、今立郡池田町および吉田郡永平寺町(旧松岡町に限る)

(5) 公示番号 内共第6号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	こい〃	〃
〃	いわな〃	〃
〃	やまめ〃	〃

イ 漁場の位置 あわら市（旧芦原町を除く）および坂井市丸岡町
 ウ 漁場の区域 次の基点第9号と基点第10号とを結ぶ線から上流の竹田川本流および支流の区域

ただし、(ア)と(イ)とを結ぶ線と(ウ)と(エ)とを結ぶ線との間の竹田川本流の区域を除く。

基点第9号 あわら市矢地御迎橋橋台下流端を結ぶ線と竹田川左岸との交差点
 基点第10号 あわら市矢地御迎橋橋台下流端を結ぶ線と竹田川右岸との交差点

- (ア) 龍ヶ鼻ダム本体下流側の取付護岸左岸下流端
 (イ) 龍ヶ鼻ダム本体下流側の取付護岸右岸下流端
 (ウ) 龍ヶ鼻ダム本体上流側の流木止め左岸設置位置
 (エ) 龍ヶ鼻ダム本体上流側の流木止め右岸設置位置

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 オ 関係地区 あわら市（旧芦原町を除く）および坂井市丸岡町

(6) 公示番号 内共第7号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ〃	〃

イ 漁場の位置 南条郡南越前町（旧南条町および旧今庄町を除く）
 ウ 漁場の区域 次の基点第11号と基点第12号とを結ぶ線から上流の河野川本流および支流の区域

基点第11号 南条郡南越前町河野河野川河口右岸護岸堤先端（河野川右岸）
 基点第12号 基点第11号から真方位130度の線と対岸との交点（河野川左岸）

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 オ 関係地区 南条郡南越前町（旧南条町および旧今庄町を除く）

(7) 公示番号 内共第8号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわな〃	〃
〃	やまめ〃	〃

イ 漁場の位置 敦賀市
 ウ 漁場の区域 次の基点第13号と基点第14号とを結ぶ線から上流の笙の川本流および支流の区域
 基点第13号 敦賀市松島町松島突堤排水口（笙の川左岸）

基点第14号 基点第13号から真方位90度の線と対岸との交点（笙の川右岸）

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 オ 関係地区 敦賀市

(8) 公示番号 内共第10号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ〃	〃

イ 漁場の位置 三方郡美浜町
 ウ 漁場の区域 次の点(ア)と(イ)とを結ぶ線から上流の耳川本流および支流の区域
 基点第15号 三方郡美浜町大字和田と同町河原市との境界（耳川左岸）
 基点第16号 基点第15号から真方位93度の線と対岸との交点（耳川右岸）
 (ア) 基点第15号から下流620メートルの耳川左岸
 (イ) 基点第16号から下流620メートルの耳川右岸

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 オ 関係地区 三方郡美浜町

(9) 公示番号 内共第11号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	こい〃	〃
〃	ふな〃	〃
〃	やまめ〃	〃

イ 漁場の位置 小浜市および三方上中郡若狭町（旧三方町を除く）
 ウ 漁場の区域 次の基点第42号と基点第43号とを結ぶ線および基点第44号と基点第45号とを結ぶ線の間の北川本流および支流の区域
 基点第42号 小浜市雲浜二丁目北川右岸護岸堤先端
 基点第43号 小浜市城内二丁目北川左岸護岸堤先端
 基点第44号 北川右岸の福井県三方上中郡若狭町熊川と滋賀県との境界（北川右岸県境）
 基点第45号 北川左岸の福井県三方上中郡若狭町熊川と滋賀県との境界（北川左岸県境）

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 オ 関係地区 小浜市および三方上中郡若狭町（旧三方町を除く）

(10) 公示番号 内共第12号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふな〃	〃

イ 漁場の位置 小浜市

ウ 漁場の区域 次の基点第43号と基点第46号とを結ぶ線から上流の多田川本流および支流の区域

基点第43号 小浜市城内二丁目北川左岸護岸堤先端

基点第46号 基点第43号から真方位168度の線と対岸との交点(多田川左岸)

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 小浜市

(11) 公示番号 内共第13号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	こい〃	〃
〃	ふな〃	〃
〃	やまめ〃	〃

イ 漁場の位置 小浜市および大飯郡おおい町(旧大飯町を除く)

ウ 漁場の区域 次の基点第47号と基点第48号とを結ぶ線から上流の南川本流および支流の区域

基点第47号 小浜市津島南川右岸護岸堤先端

基点第48号 基点第47号から真方位222度30分の線と対岸との交点(南川左岸)

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 小浜市および大飯郡おおい町(旧大飯町を除く)

(12) 公示番号 内共第15号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	こい〃	〃
〃	いわな〃	〃
〃	やまめ〃	〃

イ 漁場の位置 大飯郡おおい町(旧名田庄村を除く)

ウ 漁場の区域 次の基点第21号と基点第22号とを結ぶ線から上流の佐分利川本

流および田井谷川および大谷川の区域

基点第21号 大飯郡おおい町本郷大橋橋台下流端を結ぶ線と佐分利川左岸との交差点

基点第22号 大飯郡おおい町本郷大橋橋台下流端を結ぶ線と佐分利川右岸との交差点

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 大飯郡おおい町

(13) 公示番号 内共第16号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
第5種共同漁業	こい〃	1月1日から12月31日まで
〃	ふな〃	〃
〃	わかさぎ〃	〃
〃	うなぎ〃	〃
〃	えび〃	〃

イ 漁場の位置 あわら市

ウ 漁場の区域 次の基点第23号と基点第24号とを結ぶ線と陸岸とによって囲まれた北潟湖の区域および観音川本流の区域

基点第23号 あわら市浜坂開田橋左岸両親柱中央点

基点第24号 あわら市浜坂開田橋右岸両親柱中央点

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 あわら市

(14) 公示番号 内共第17号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
第5種共同漁業	こい〃	1月1日から12月31日まで
〃	ふな〃	〃
〃	うなぎ〃	〃
〃	えび〃	〃

イ 漁場の位置 福井県あわら市ならびに石川県加賀市塩屋町、大聖寺上木町および大聖寺瀬越町

ウ 漁場の区域 次の基点第23号と基点第24号とを結ぶ線、(ア)と(イ)とを結ぶ線および(ウ)と(エ)とを結ぶ線と陸岸とによって囲まれた北潟湖の区域および大聖寺川本流の区域

基点第23号 あわら市浜坂開田橋左岸両親柱中央点

基点第24号 あわら市浜坂開田橋右岸両親柱中央点

(ア) 石川県加賀市塩屋大橋橋台下流端を結ぶ線と大聖寺川左岸との交差点

(イ) 石川県加賀市塩屋大橋橋台下流端を結ぶ線と大聖寺川右岸との交差点

(ウ) 福井県坂井郡芦原町大字浜坂字弁天大聖寺川河口左岸防波堤先端

(エ) 石川県加賀市塩屋町大聖寺川河口右岸防波堤先端

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 福井県あわら市ならびに石川県加賀市塩屋町、大聖寺上木町および大聖寺瀬越町

(15) 公示番号 内共第18号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし〃	〃
第5種共同漁業	わかさぎ〃	1月1日から12月31日まで
〃	うなぎ〃	〃
〃	くろだい〃	〃
〃	はぜ〃	〃

イ 漁場の位置 三方郡美浜町および三方上中郡若狭町(旧上中町を除く)

ウ 漁場の区域 次の基点第27号と基点第28号とを結ぶ線、(ア)と基点第29号とを結ぶ線および陸岸とによって囲まれた久々子湖の区域

基点第27号 三方郡美浜町大字南の庄宅地33の1地先(早瀬川左岸)

基点第28号 三方郡美浜町大字早瀬字橋向宅地2番地先(早瀬川右岸)

基点第29号 三方上中郡若狭町気山字名浦見田2番(浦見川右岸)

(ア) 三方上中郡若狭町気山字高浦見田16番(浦見川左岸)

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 三方郡美浜町および三方上中郡若狭町(旧上中町を除く)

(16) 公示番号 内共第20号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし〃	〃
第5種共同漁業	こい〃	1月1日から12月31日まで
〃	ふな〃	〃
〃	わかさぎ〃	〃
〃	うなぎ〃	〃

〃	はぜ〃	〃
〃	えび〃	〃

イ 漁場の位置 三方上中郡若狭町(旧上中町を除く)

ウ 漁場の区域 次の基点第29号と(ア)とを結ぶ線、基点第30号と(イ)とを結ぶ線および陸岸とによって囲まれた水月湖、菅湖および浦見川の区域

基点第29号 三方上中郡若狭町気山字名浦見田2番(浦見川右岸)

基点第30号 三方上中郡若狭町成出字東瀬戸畑3番北西角

(ア) 三方上中郡若狭町気山字高浦見田16番(浦見川左岸)

(イ) 基点第30号から真方位350度40分の線と対岸との交点

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 三方上中郡若狭町(旧上中町を除く)

(17) 公示番号 内共第21号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし〃	〃
第5種共同漁業	あゆ〃	1月1日から12月31日まで
〃	こい〃	〃
〃	ふな〃	〃
〃	やまめ〃	〃
〃	もろこ〃	〃
〃	わかさぎ〃	〃
〃	うなぎ〃	〃
〃	えび〃	〃

イ 漁場の位置 三方上中郡若狭町(旧上中町を除く)

ウ 漁場の区域 次の基点第30号と(ア)とを結ぶ線および陸岸とによって囲まれた三方湖の区域ならびに三方湖に接続する河川本流および支流の区域

基点第30号 三方上中郡若狭町成出字東瀬戸畑3番北西角

(ア) 基点第30号から真方位350度40分の線と陸岸との交点

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 三方上中郡若狭町(旧上中町を除く)

(18) 公示番号 内区第1号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第2種区画漁業

名称 魚類養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 三方上中郡若狭町鳥浜地先
 ウ 漁場の区域 次の基点第34号、(ア)および(イ)の各点を順次に結んだ線と(イ)西方の陸岸とによって囲まれた区域
 基点第33号 三方上中郡若狭町鳥浜第128号藤ヶ崎7番地に設置した標柱
 基点第34号 三方上中郡若狭町鳥浜第128号藤ヶ崎2の1番地に設置した標柱
 (ア) 基点第34号から真方位80度320メートルの点
 (イ) 基点第33号から真方位78度の線と陸岸との交点
 エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
 オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
 カ 関係地区 三方上中郡若狭町鳥浜
 (19) 公示番号 内区第11号
 ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 第1種区画漁業
 名称 魚類小割り式養殖業
 時期 1月1日から12月31日まで
 イ 漁場の位置 三方上中郡若狭町鳥浜地先
 ウ 漁場の区域 次の基点第50号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第51号の各点を順次に結んだ線と基点51号の西方の陸岸とによって囲まれた区域
 ただし、B号産卵場の区域を除く。
 基点第50号 三方上中郡若狭町鳥浜鱒川河口右岸突端に設置した標柱
 基点第51号 三方上中郡若狭町鳥浜山古川河口右岸突端に設置した標柱
 (ア) 基点第50号から真方位347度140メートルの点
 (イ) 基点第50号から真方位353度250メートルの点
 (ウ) (イ)から真方位45度30メートルの点
 エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
 オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 カ 関係地区 三方上中郡若狭町鳥浜
 2 漁業法施行規則(令和2年農林水産省令第47号)第24条各号に掲げる事項
 (1) 福井県内水面漁場管理委員会の意見の概要および当該意見の処理の結果
 ① 意見の概要 知事から諮問のあった福井県内水面漁場計画案については、適当である
 ② 意見の処理の結果 適当であると答申されたことから、案のとおり福井県内水面漁場計画を作成
 (2) 漁場の図面 別添のとおり
 3 漁業の免許予定日
 令和5年9月1日

4 申請期間
 令和5年6月1日から同年7月19日まで
 5 類似漁業権以外の漁業権
 なし